

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（証券業務に付随する業務）</p> <p>第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（以下この条及び第五十三条から第五十三条の三までにおいて「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下この条及び第五十三条から第五十三条の三までにおいて「投資証券」という。）の保護預り</p> <p>二（五）（略）</p> <p>（業務運営に関する措置）</p> <p>第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置</p> <p>イ 特別勘定に属する資産（以下この号、第五号及び第六号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法</p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>（証券業務に付随する業務）</p> <p>第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「投資証券」という。）の保護預り</p> <p>二（五）（略）</p> <p>（業務運営に関する措置）</p> <p>第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置</p> <p>イ 特別勘定に属する資産（以下この号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法</p> <p>ロ・ハ（略）</p>

二丁四(略)

五 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関して別表に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

二丁四(略)
(新設)

六 第七十四条第一号の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

(新設)

七(略)
八(略)

五(略)
六(略)

21 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号及び第六号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該記載事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

(新設)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 生命保険募集人又は損害保険募集人の使用に係る電子計算機と保険契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、保険契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 生命保険募集人又は損害保険募集人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供し、当該保険契約者の使

用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、生命保険募集人又は損害保険募集人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに当該記載事項を記録したものを交付する方法

3| 前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

4| 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、生命保険募集人又は損害保険募集人の使用に係る電子計算機と、保険契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5| 生命保険募集人又は損害保険募集人は、第二項の規定により第一項第五号及び第六号に規定する書面の記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち生命保険募集人又は損害保険募集人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6| 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法に

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

よる提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に対し、当該記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二(略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一(略)

十の二 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第一条第

一項(定義)に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十一 一四十二(略)

三 一八(略)

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)
第二十一条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 銀行等(法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。以下この章及び第二百三十四条において同じ。)が、次に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

イ 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二(略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一(略)

(新設)

十一 一四十二(略)

三 一八(略)

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)
第二十一条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 銀行等(法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。以下この章及び第二百三十四条第六号において同じ。)が、法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅(居住の用に供する建物)事業の用に供するものを

その保険金が住宅（居住の用に供する建物（当該建物の床面積のうち、専ら事業の用に供する部分が二分の一を超えないものを含む。）をいう。次条第一項において同じ。）の建設、購入又は改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済に充てられるもの（当該保険契約に係る保険金の額が当該債務の残高と同一であるものに限る。第二百十一条の三第一項第一号及び第二百三十四条第八号において「住宅関連信用生命保険契約」という。）

ロ 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、被保険者の生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（ハに規定する保険契約に該当するものを除く。第二百十一条の三第一項第一号及び第二百三十四条第九号において「個人年金保険契約」という。）

(1) 保険契約者が保険契約に基づき払込みを行う保険料の総額又は被保険者のために積み立てた金額により年金の金額及び当該保険契約の解約による返戻金が定められるもの

(2) 当該保険契約に基づく年金以外の金銭の支払（契約者配当（法第十四条第一項に規定する契約者配当をいう。）又は社員に対する剰余金の分配及び解約による返戻金の支払を除く。）は、当該保険契約で定める被保険者が死亡し又は重度の障害に該当することとなった場合に支払う保険金に限り、当該保険金は、当該保険金を支払う時点までに払込まれた保険料の総額又は被保険者のために積み立てた金額に比

除く。）をいう。次条第一項において同じ。）の建設、購入又は改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済に充てられるもの（当該保険契約に係る保険金の額が当該債務の残高と同一であるものであつて、当該保険契約の被保険者が当該銀行等の子会社であるもの又は当該銀行等を子会社とする持株会社の子会社であるものに限る。第二百十一条の三第一項第一号において「住宅関連信用生命保険契約」という。）の締結の代理又は媒介を行うこと。

して妥当なもの

ハ 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、
勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号、同条第二項第二号
及び同条第四項第二号に定めるもの（第二百十一条の三第一項
第一号において「財形保険契約」という。）

二（略）

2
（略）

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）
第二百十一条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣
府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する
場合とする。

一（略）

イ〜ハ（略）

ニ 法第三条第四項第二号ロ（傷害を受けたことを原因とする人
の状態に限る。）又はハに掲げる保険に係る保険契約（保険契
約者が法人であるものを除く。）のうち、当該保険契約に係る
保険料の払込みが行われる期間の終了した後の一定期間にお
いて定期的に返戻金が支払われることを主たる目的とする保
険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
（ホに規定する保険契約に該当するものを除く。次条第一項第
一号において「年金払積立傷害保険契約」という。）

(1) 保険契約者が保険契約に基づき払込みを行う保険料の総
額又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために通
増的に積み立てた金額により返戻金の合計額及び当該保険

二（略）

2
（略）

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）
第二百十一条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣
府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する
場合とする。

一（略）

イ〜ハ（略）

（新設）

契約の解約による返戻金が定められるもの

(2) 法第三条第四項第二号ロ(傷害を受けたことを原因とする人の状態に限る。)又はハに掲げる事由に関して支払いが行われる保険金が、当該保険金を支払う時点までに払込まれた保険料の総額又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために過増的に積み立てた金額に比して妥当なもの

ホ 法第三条第四項第二号ロ又はハに掲げる保険に係る保険契約のうち、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号の二、同条第二項第三号及び同条第四項第三号に定めるもの(次条第一項第一号において「財形傷害保険契約」という。)

二(略)

(銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合)
第二百十一条の三 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の媒介を行うこと。

- イ (略)
- ロ 個人年金保険契約
- ハ 財形保険契約
- ニ (略)
- ホ (略)
- ヘ (略)
- ト 年金払積立傷害保険契約

(新設)

二(略)

2(略)

(銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合)
第二百十一条の三 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の媒介を行うこと。

- イ (略)
- (新設)
- ロ (新設)
- ハ (略)
- ニ (略)
- (新設)

イ 財形傷害保険契約

二(略)

2(略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜六(略)

七 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨を記載した書面の交付により説明することを行わずに保険募集をする行為

八 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、住宅関連信用生命保険契約の保険募集を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口を記載した書面の交付により説明することを行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

九 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、個人年金保険契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づいて保険料の支払いに充てる場合においては、当該保険契約に基づいて将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて

(新設)

二(略)

2(略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜六(略)

(新設)

(新設)

(新設)

て変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨を記載した書面の交付により説明すること及び当該保険契約者から当該書面を受領した旨を署名又は押印を得ることにより確認することを行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十 銀行等（商工組合中央金庫を除く。）の特定関係者（令第三十

（新設）

八条で定める金融機関のうち、同条第四号で定める金融機関においては農林中央金庫法第五十九条、令第三十八条第七号で定める金融機関においては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第三十一条の三の二、令第三十八条第八号で定める金融機関においては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三十一条の八、その他の金融機関においては銀行法第十三条の二（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条において準用する場合を含む。）でそれぞれ定める特定関係者をいう。）である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

2 |

（新設）

は、前項第七号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該記載事項を電子情報処

理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)

により提供することができる。この場合において、当該銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法であつて、銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該記載事項を電気通信回路を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに当該記載事項を記録したものを交付する方法

3| 前項に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

4| 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5| 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、第二項の規定により第一項第七号に規定する書面の記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち銀行等である生命保険募集

(新設)

(新設)

(新設)

人、損害保険代理店又は保険仲立人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た銀行等である生命保険募集人、損害

(新設)

保険代理店又は保険仲立人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、当該記載事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合「イ」の限りである。

別表(第五十三条第一項第五号関係(資産の運用対象が受益証券及び

(新設)

投資証券の場合))

一 資産の運用対象となる受益証券及び投資証券(以下、「受益証券等」という。)の名称

二 受益証券等の目的及び基本的性格、沿革並びに仕組み

三 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限

四 受益証券等の投資リスク

五 受益証券等の投資状況、運用実績(純資産の推移及び収益率の推移を含む。)並びに設定及び解約の実績

六 受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに付属明細表

七 受益証券等の純資産額計算書(資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量及び一単位あたり純資産額を含む。)投資主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なもの

(注)受益証券等について目論見書が作成されている場合は、当該

目論見書の記述を利用すること。

<p>別表（第五十三条第一項第五号関係（資産の運用を保険会社が行っている場合））</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 資産の運用に係る目的及び基本的性格 二 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限 三 資産の運用に係る運用リスク 四 資産の運用実績 五 当該保険契約の保有件数 六 資産の内訳 七 資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの 	<p>（新設）</p>
--	-------------